

「蕨市役所仮設庁舎跡地利活用事業 民間機能に係る整備・運営事業者募集要項」に係る質問回答書

番号	書類名、関連頁等	質問事項	回答
1	募集要項、3－(3)	契約満了後の解体・撤去について、民間機能の範囲内での解体、撤去と捉えてよいのか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項、4－(2)	①※1にて敷地区分は今後協議により正式に決定するとあるが、面積が変動したことによる提案価格の変更は認められるか。	市が提示している提案価格の最低額を上回ることを前提として、面積の変動等に伴う変更は認められるものとします。
3	募集要項、5－(4)	貸付料の支払いについて、原則1年分とあるが、月額払いとする協議は可能か。	原則1年分として想定しておりますが、協議することも可とします。
4	基本協定書(案)、6条－(2)	確認申請前に事業計画書の提出を行うとあるが、この事業計画書はどのような内容を想定しているか。	募集要項等及び提案書類等の内容が遵守されていることを確認するに足る内容としてご作成いただくとともに、その内容については選定事業者にご提案いただくこととしております。